

青梅市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市長、副市長、教育長および病院事業管理者の退職手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(青梅市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 3 4 0」を「1 0 0 分の 3 3 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 8 5」を「1 0 0 分の 2 7 7」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 2 8」に改める。

(青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 1 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 8 5」を「1 0 0 分の 2 7 7」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(青梅市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市長等の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。

(青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例による改正後の青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。

青梅市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第14号））

改正後	現行	備考
<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の330</u></p> <p>(2) 副市長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の277</u></p> <p>(3) 教育長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の228</u></p> <p>3 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の340</u></p> <p>(2) 副市長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の285</u></p> <p>(3) 教育長の職にあつた者については、勤続1年につき<u>100分の235</u></p> <p>3 略</p>	

○第2条による改正（青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成16年条例第24号））

改正後	現行	備考
<p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その者の退職の日における給料月額に勤続1年につき<u>100分の277</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その者の退職の日における給料月額に勤続1年につき<u>100分の285</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	

<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(青梅市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市長等の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用</u></p>		
--	--	--

し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。

(青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、平成30年4月1日以後に退職した者にかかる退職手当について適用し、同日前に退職した者にかかる退職手当については、なお従前の例による。